

# 1 地方税財政制度の抜本的見直し

## 国から地方への税源移譲を実現すること

真の地方自治とは、地方自治体が自らの財源と自らの責任に基づいて行財政運営を行う「地方主権」を確立して初めて実現できるものである。

国から地方への税源移譲については、昨年6月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」において、国庫補助負担金と交付税を含めた「三位一体」で検討することとされた。

したがって、国から地方への税源移譲を先送りすることなく、あくまで三位一体の趣旨に沿って、速やかにその実現を図るべきである。

また、その移譲にあたっては、首都圏の再生や環境対策など膨大な財政需要に的確に対処するため、東京をはじめ大都市への税源配分に十分配慮すべきである。

- 1 国と地方の税源配分を抜本的に見直し、消費税や所得税等から、地方消費税や住民税等への税源移譲を速やかに実現すること。
- 2 国庫支出金については、地方行政に対する国の関与を縮小する観点から、国庫補助金は基本的に廃止し、国庫負担金は真に国が義務的に負担を負うべき分野に限定するなど、積極的に整理合理化を図ること。
- 3 地方交付税制度については、自主的・自立的な行財政運営を確保する観点から、地方交付税制度が本来果たすべき役割、交付税総額の真に必要な水準までの縮減などについて、抜本的な見直しを行うこと。

## 2 自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化

都における大気汚染は依然として深刻な状態にあり、都民の健康と生命を守るためには、一刻の猶予もならない状況にある。

この大気汚染の根本的な原因は、国の自動車排出ガス規制の遅れにある。しかし、国は、自動車NO<sub>x</sub>・PM法において、車種規制の適用を当初予定より最大2年半遅らせた措置を適切であるとするなど、危機感に欠けており、誠に遺憾である。

ついては、ディーゼル車等の自動車交通に起因する東京の大気汚染を早期に改善するとともに、健康被害者を救済するため、以下の措置を講じること。

### 5 不正軽油対策

不正軽油による環境の悪化を防止するとともに、流通形態の多様化に伴う脱税・滞納などの問題に対処するため、不正軽油の製造等を取り締まる実効性ある対策を講じるとともに、軽油引取税の脱税や不正軽油の製造、販売及び消費に対する罰則を強化すること。また、硫酸ピッチの不法投棄に対する罰則を強化すること。